

導入促進基本計画

平成30年 6月15日策定
令和 3年 6月 9日変更

上 板 町

目 次

1	先端設備等の導入の促進の目標	1
	（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等	1
	（2）目標	1
	（3）労働生産性に関する目標	1
2	先端設備等の種類	1
3	先端設備等の導入の促進の内容に関する事項	1
	（1）対象地域	1
	（2）対象業種・事業	2
4	計画期間	2
	（1）導入促進基本計画の計画期間	2
	（2）先端設備等導入計画の計画期間	2
5	先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項	2

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上板町は一部地域で町外事業者の進出による大規模店舗等の出店はあるものの、根幹的には基幹産業である農業を中心とする農林水産業者と、製造業、サービス業等多岐に渡る小規模事業者により支えられてきた町である。

近年、人口は減少傾向で推移しており、高齢化も進行している。

町内の中小企業数は減少傾向にあるといえ、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると町内の産業は衰退の一途をたどることが懸念される。

このような中、独自の取り組みとして経営改善・近代化を図る町内の商工業者又は町内での新規創業者の必要な資金の借入に対し、町が予算の範囲内で町商工会を通じて利子補給を行い、商工業の振興発展を図っているものの、これに加えて町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、地域経済の衰退に歯止めをかけるだけにとどまらず、現状からの発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上板町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が上板町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

上板町の産業は、平地部から山間部と広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、上板町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

上板町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が上板町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。